

平成26年度 年長・年中・年少の年間保育料

対象となる世帯		補助限度額(年額)					
減免措置階層区分		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子)	小学校1年生～小学校3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生～小学校3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児 小学校1年生～小学校3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子)	
平成26年度の市町村民税額	①区分	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	②区分	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯または市町村民税の所得割が非課税となる世帯	94,800 円	4,000 円	0 円	4,000 円	0 円
	③区分	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額は早見表で確認してください	178,800 円	83,000 円	0 円	83,000 円	0 円
	④区分	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額は早見表で確認してください	231,800 円	109,000 円	0 円	109,000 円	0 円
	⑤区分	①～④区分以外の世帯	294,000 円	140,000 円	0 円	140,000 円	0 円

注1. 市町村民税所得割課税額については、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額です。

注2. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。